

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の概要



がんなどの病気になっても、治療技術の進歩等により治療をしながら働き続ける人が増えています。しかし、事業場において治療に対する配慮や適切な措置がなければ、労働者が治療と両立して働き続けることは難しくなってしまいます。

ガイドラインでは、疾病を抱える労働者が治療と仕事を両立できるように、事業場で必要となる支援の取組方法等をまとめています。

1. 背景～治療と仕事の両立支援が、ますます身近な課題に

- 治療技術の進歩等により、がん等の「不治の病」も「長く付き合う病気」に変化例) がん5年相対生存率が向上 (H5～8年53.2%→H21～23年64.1%)
- 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況例) 仕事をもちながら、がんで通院している労働者が多数 (R元年約44.8万人)
- 現状、疾病を理由に離職してしまう、又は仕事のために治療を断念するケースも例) 糖尿病患者の約8%が通院を中断。その理由は「仕事(学業)のため忙しいから」が最多の24%
- 治療と仕事の両立支援の対応の仕方に悩む事業場が少なくない例) 従業員が私傷病になった際、90%の企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮

2. 治療と仕事の両立支援の大切さ

- 疾病を抱える労働者が業務によって疾病が悪化することのないよう、治療と仕事の両立のために必要となる、一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、「労働者の健康確保対策」として位置づけられます。
- さらに、事業者にとっては、継続的な人材の確保とともに、労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上なども期待できます。

3. 両立支援を行うための環境整備～日頃から支援体制の準備を～

- 衛生委員会等で調査審議の上、事業者による基本方針の表明、事業場内ルールを作成・周知
- 研修等による、労働者・管理職に対する意識啓発
- 相談窓口等の明確化
- 両立支援に活用できる休暇・勤務制度の検討・導入など

4. 個別の両立支援の進め方～産保センターの支援も活用できます～

- ① 主治医に勤務情報を提供
- ② 就業継続の可否等の意見
- ③ 労働者が事業者に提出
- ④ 就業上の措置等の決定及び両立支援プランの作成

●福岡産業保健総合支援センターの支援を活用しましょう
福岡産業保健総合支援センター(産保センター ☎092-414-5264)では、治療と仕事の両立支援のための専門の相談員を配置し、以下のような支援を行っています。

- ・ 事業者等に対する啓発セミナー
- ・ 両立支援に取り組む事業場への個別訪問指導
- ・ 患者(労働者)と事業場との個別調整支援、両立支援プランの作成等
- ・ 産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修
- ・ 関係者からの相談対応
- ・ 好事例の収集、情報提供
- ・ 主治医、医療従事者に対する専門的研修

●厚生労働省ホームページをご覧ください

ガイドライン本文のほか、すぐ使える様式例や治療と仕事の両立支援に役立つ様々な情報(がん、脳卒中及び肝疾患に関する基礎情報と、各疾病について特に留意すべき事項など)を掲載しています。詳しくは、福岡労働局健康課 ☎092-411-4798へお尋ねください。